

第3回 那珂川市農業委員会会議録

令和3年6月2日、那珂川市農業委員会会長は、令和3年度第3回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）
議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）
議案第10号 農用地利用集積計画の利用権設定について（4件）
議案第11号 非農地証明について（2件）
報告第 8号 専決処分について 農地法施行規則第29条第1項第1号（農道）の届出について（1件）
報告第 9号 専決処分について 現況証明について（1件）

〈農業委員〉…8人

〈事務局〉…3人

開会（午前9時30分）

議長	令和3年度第3回農業委員会を開会します。 今回の委員会につきましても、福岡県で緊急事態宣言が出されている状況ですので、農業委員のみの招集となります。審議時間を短縮しながら進行したいと思いますので、よろしくお願ひします。 議事録署名人の指名を行います。4番委員、5番委員を指名します。 議事に入ります。 議案第8号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第8号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当は私ですので、意見を述べます。 現場を確認し、親子関係で、双方とも農業に従事しており問題はありませぬ。 各委員から質疑を求めます。

	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第9号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第9号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当は私ですので意見を述べます。 道路・雨水・汚水関係、現場を確認しましたところ相違ありませんでした。 各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第9号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第9号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。

議 長	担当は私ですので、意見を述べます。 今の説明のとおりで、特に問題点はありません。 各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 農地転用許可申請に関する審議は以上ですが、委員の皆様 にお願いがあります。担当地域の許可申請が出されたとき に、現地確認をした、その後の工事の進捗状況や工事完了 後の状況が申請通りになっているかなどの確認もお願いし たいと思います。万が一、申請書と相違していることがあ った場合は調査が必要になりますので、事務局まで報告し てください。 事務局、お願いします。
事務局	補足ですが、事務局では許可書の発行時に工事の進捗状況 報告書や工事完了報告書の提出依頼を行っています。提出 された書類と、あと現地確認で進捗状況の把握を行ってい るところですが、あわせて委員の皆さんに現場確認を行っ ていただいて、もし何か問題があれば事務局までご報告い ただければと思います。
議 長	●委員。
委 員	委員の現場確認や報告の仕方というのは、工事が完了して 見に行きましたとの報告で終わりなのか、報告書の提出を するのですか。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	工事の完了報告に関しては転用した申請者の方が事務局へ 提出し、委員の方には特に報告書などの提出を求めるもの ではないです。現場確認をしていて何か不審な点があった

	ら事務局のほうにご一報いただければと思います。
議 長	よろしいでしょうか。
委 員	はい。
議 長	次に、議案第 10 号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号 1 から 4 を事務局から説明させます。
事務局	議案第 10 号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 新規設定の 4 件について説明した。
議 長	2分ほど時間を取りますので、確認をお願いします。 質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第 11 号 「非農地証明について」 番号 1 を事務局から説明させます。
事務局	議案第 11 号 「非農地証明について」 番号 1 を説明した。
議 長	担当は私ですので、意見を述べます。 現地を確認しました。先程の説明のように大木が多数あり、山林化になっている現状でした。 各委員からの質疑を求めます。

	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第11号 「非農地証明について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第11号 「非農地証明について」 番号2を説明した。
議長	担当の7番委員の意見を求めます。
委員	以前から納屋が建っているところで、説明の通りで問題は ありませんでした。
議長	各委員から質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、報告第8号、報告第9号については事務局長の専決 事項として処理を終わっている内容ですので、簡単に説明 させます。
事務局	報告第8号 専決処分について 「農地法施行規則第29条第1項第1号の届出について」

	番号1 報告第9号 専決処分について 「現況証明について」 番号1を報告した。
議長	本日の議案は終了し、第3回農業委員会は閉会した。
	10時 05分 閉会